

国民健康保険高額療養費の支給手続の簡素化について

令和3年4月から、70歳以上の高齢者世帯に係る高額療養費の申請手続が簡素化（自動払戻）できることになりました。従来は診療月ごとに申請が必要でしたが、下記の①から③のすべてを満たす世帯の方は、初回のみ窓口で申請を行えば2回目以降は、登録いただいた口座へ自動的に払戻されます。

申請手続が簡素化される対象世帯の方（①から③のすべてを満たす世帯の方）

- ①国民健康保険の加入者が全員70～74歳までの世帯
- ②世帯主が70歳以上の世帯
- ③国民健康保険税を滞納していない世帯

自動払戻の解除

- ・簡素化される対象条件①から③のいずれかに該当しなくなった場合
 - ・世帯主が変更になった場合や国民健康保険証の記号番号が変更になった場合
- 解除になった場合は、月ごとの申請となり、領収証が必要となります。

その他注意事項

- ・自動払戻の適用中は、高額療養費の支給がある場合のみ、支給決定通知を送付します。
- ・自動払戻適用中は、高額療養費の申請案内は送付されません。
- ・75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した場合は、改めて後期高齢者医療制度の高額療養費の手続が必要となります。
- ・第三者行為又は業務上の事故による傷病により診療を受けた場合は、ご連絡をお願いします。

同意事項

- ・支給済の高額療養費が診療報酬明細書の再審査等により減額された場合は、減額された金額を返還することについて同意願います。

※高額療養費の自動払戻は、申請書の受付日以降対象となります。